

2025年度〔2025年4月1日から2026年3月31日まで〕事業報告書

※2026年7月2日開催の定時総代会にて報告した内容を掲載しています。

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

<経営環境>

2025年度のわが国経済は、物価上昇の影響を受けつつも、賃上げを始めとする雇用・所得環境や企業収益の改善等を背景に緩やかに成長した一方、地政学リスクや各国の通商政策等を巡る国際的な不透明感が意識される状況となりました。

国内株式は、良好な企業決算に加え、業績拡大への期待や世界的な景気減速懸念の後退等を背景に上半期末にかけて大きく上昇しました。その後、2026年2月の国政選挙の結果を受け、政策運営の安定への期待から更に上昇し、日経平均株価は過去最高値を更新しました。国内長期金利は、日本銀行による継続的な利上げの見通しなどを背景に、上昇基調で推移しました。外国為替相場は、年度前半に米国の相互関税政策の発表により大幅にドル安が進行した後、同政策を巡る不透明感が後退したことや、日本で財政政策・金融政策とも拡張的な運営が行われるとの見方が強まったことなどから円安が進みました。

<事業の経過及び成果>

当社は、「住友生命グループVision2030（以下、「Vision2030」）」において、グループのありたい姿として「ウェルビーイング※1」に貢献する「なくてはならない保険会社グループ」を掲げています。

「Vision2030」の実現に向け、2023年度にスタートした3ヵ年計画「スミセイ中期経営計画2025」では、サステナビリティ重要項目の取組みを進めるとともに、「ウェルビーイングデザインへの進化」「新規領域でのイノベーションの実現」「収益構造改革」「グループ戦略」の4つの取組みに注力しました。また、これらの取組みを確実なものとするための推進エンジンとして、「人材育育」および「デジタル&データ」への対応を進めるとともに、よりよい企業風土の醸成や事業リスク対策に取り組ましました。

2025年度は、「スミセイ中期経営計画2025」の最終年度として、お客さまや社会からの信頼・信用に応えるため、事業活動の「礎」となるお客さま本位の業務運営の更なる徹底やコンプライアンス・マインド等のグループ役職員一人ひとりへの再浸透に取り組ましました。そのうえで、国内外の社会経済情勢の変化への対応を進めるとともに、当社が提供するウェルビーイングの価値を様々なサービスを通じて体験いただき実感を高める「スミセイWX（ウェルビーイング・トランスフォーメーション）」の取組みに注力しました。特に、取組みの核となるウェルビーイングの「可視化」を通じて価値創出を進めるため、独自のウェルビーイング指標として「スミセイ版健康寿命※2」および「ウェルビーイング実感※3」を開発しました。測定した結果の提供や分析を通じて、お客さまの行動変容の後押しや、取組み・サービスの改善につなげてまいります。

- ※1 身体的・精神的・社会的・経済的に良好な状態であること、「よりよく生きること」を意味します。
- ※2 国が公表する健康寿命とは異なり、企業単位で把握できることに加え、毎年の計測が可能である点、ならびに健康寿命延伸に向けた課題の把握につなげられる点に特長があります。既往歴、健康診断結果、生活習慣等のデータをもとに算出しています。
- ※3 主観的かつ包括的な指標として、国際的にも活用されているOECDの主観的ウェルビーイング測定の考え方を踏まえた設問により、お客さまが自らの人生や日常をどのように感じているかを捉え、当社の取組みやサービスがそこにとどの程度貢献しているかを把握することを目指します。

(サステナビリティ重要項目の推進)

当社は、経営方針に基づき、サステナビリティ経営を推進するうえで重要となる5つの項目を「サステナビリティ重要項目」として定めており、2025年度も引き続き「住友生命[Vitality]」※4を通じて健康長寿社会への貢献や社会・環境課題の解決等に取り組ましました。

特に、社会・環境課題の解決に関しては、カーボンニュートラル社会の実現に向けて、これまで当社単体で設定していた資産ポートフォリオにおける温室効果ガス(GHG) 2030年中間削減目標の対象範囲を国内グループ会社※5に拡大するとともに、「住友生命グループ人権方針」に基づき人権への取組みを推進し、人権デュー・デリジエンスの高度化や人権啓発研修等を行いました。

社会貢献活動の取組みとしては、「健康増進」、「子育て支援」、「地球環境の保護」を重点分野とした活動を実施しました。また、未来を担う将来世代への取組として、金融リテラシー等に関する出前授業の提供を拡大し、すべての都道府県で実施に向けたプロジェクトを開始しました。

- ※4 「住友生命[Vitality]」は保険契約とVitality健康プログラム契約で構成しており、保険本来の保障に加えお客さまの日々の健康増進活動を評価し、ステータスに応じて保険料が変動する仕組みを組み込んだ保険です。また、Vitality健康プログラムの一部を単独で利用可能な「Vitality スマート」も提供しています。
- ※5 資産ポートフォリオの2030年中間削減目標の対象は「住友生命+メディア生命」としています。

(ウェルビーイングデザインへの進化)

従来の保険のコンサルティングを中心とした商品・サービスの提供を、保険以外の領域も含めたサービスを総合的に提供する「ウェルビーイングデザイン」へと進化させることを通じて、お客さまの充実した暮らしを支え、これまで以上に地域に根付き、お客さまに寄り添い続けることができる会社の実現に取り組ましました。

営業職員チャンネルでは、お客さま一人ひとりに最適なウェルビーイングをお届けするため、AIを活用したロールプレイングシステムの導入・レベルアップ等を通じた顧客対応力の向上を図り、お客さまの課題やニーズに寄り添ったコンサルティングを提供しました。

「住友生命[Vitality]」に関しては、引き続き多様な趣向に対応する特典(リワード)の充実や、日々の健康増進活動を後押しするポイント獲得基準の改定などの対応を進めるとともに、加入後の丁寧なサポートやアフターフォローを推進しました。さらに、より多くのお客さまの健康増進活動への貢献に向け、異業種企業やパートナー企業と連携してVitality健康プログラムを提供する取組みも進めており、Vitality会員数は2025年度末時点で241万名と多くのお客さまに好評いただいています。

保険商品の充実としては、人生100年時代におけるお客さまの資産形成ニーズに応えるため、一時払終身保険の予定利率を2025年7月に、平準払個人年金保険「たのしみワンダフル」および学資積立保険「たのしみキャンパス」等の予定利率を同年10月に引き上げたことに加え、米ドル建積立保険「ドルつみ Vitality」を2026年1月に発売しました。「ドルつみ Vitality」は日々の健康増進活動に応じて受取額を増やせる、資産形成と健康増進に一体的に取り組むことができる業界初※6の仕組みを備えた生命保険です。本商品の提供を通じて、お客さまのファイナンシャル・ウェルビーイングに貢献してまいります。

さらに、業務提携を通じて営業職員が提供可能な商品ラインアップを拡充しており、エヌエヌ生命保険株式会社の法人向け保険、ソニー生命保険株式会社の外貨建保険、三井住友海上火災保険株式会社の損害保険に加え、2025年9月にアニコム損害保険株式会社のペット保険の取扱いを開始し、生保・損保一体となったお客さまのウェルビーイングへの貢献に努めました。

サービス面では、「人ならでは」の価値に「デジタル」を融合することで、お客さまの状況に応じたサービス提供・体験価値向上を目指しています。引き続き「スミセイ未来応援活動」※7を通じてお客さまに寄り添ったアフターフォロー活動に注力するとともに、更なる利便性向上を図るため、「スミセイダイレクトサービス」※8における対象手続きの拡大や、給付金請求手続きに関するデジタルの取扱い範囲を法人契約に拡大する等の取組みを行いました。

代理店チャンネルでは、お客さま本位の良質なサービス提供が重要であるという認識のもと、多様化するニーズや環境変化に的確に応えるための商品をフルラインで取り揃えるとともに、2025年8月の監督指針改正の趣旨も踏まえ、引き続き販売・管理態勢のレベルアップに取り組ましました。

国内子会社における取組みについては、メディア生命保険株式会社(以下、メディア生命)にて、医療保険を中心とした商品を提供する保険ショップ等に供給し販売を推進しており、がんへの保障ニーズを踏まえ、所定の自由診療等を保障する「がん自由診療特約」を2025年4月に、一生のがん医療保障を備えた一時払がん医療終身保険「メディフィーター時払終身+がん」を2026年2月に発売しました。

アイリアル少額短期保険株式会社では、多様化・細分化するお客さまのニーズに対応した機動的な商品開発に努めるとともに、プラットフォームや異業種等と連携したデジタル保険を提供しています。

保険ショップを展開する、いすみライフデザイナーズ株式会社および株式会社保険デザインにおいては、引き続きお客さまの比較検討ニーズに応える確かなコンサルティングに努めました。

ホールセールでは、多様化・複雑化する社会環境における企業・従業員の幅広いニーズに応えるため、総合的な企業福祉制度の実現のサポートを進めており、団体保険分野において、社会的なビジネスケアの増加等を背景に、団体3大疾病保障保険に付帯可能な介護関連サービス「あすのえがお for Biz」を2026年1月に導入したほか、団体年金分野において近時の金利上昇等を背景に一般勘定※9の引受けを10年ぶりに再開しました。また、企業の健康経営に対する関心の高まりを踏まえ、従業員の健康増進活動を後押しする企業向けサービス「Vitality福利厚生タイプ」の更なる魅力向上に取り組み、同商品に関する各種情報や機能・コンテンツを一元化することで企業主導の健康施策を強化するサービス「Vitality福利厚生タイプ総合プラットフォーム」の提供を同年3月に開始しました。

地方創生等に貢献することを目的とした全国の自治体連携の取組みでは、地域住民の健康づくりに向けた行動変容を促すべく、Vitality健康プログラムの一部を一定期間無償で提供する「Vitalityウォーク」を展開しています。目標としていた100自治体での実施を2026年1月に達成するなど、地域に根付いたウェルビーイングサービスの提供を進めました。

また、お客さまのファイナンシャル・ウェルビーイングへ貢献する観点から、NISAやiDeCoといった保険以外の領域も含めた総合的な金融コンサルティングの取組みを進めています。「ファイナンシャル・オフィス」を4都府県に拡大し、高度な金融リテラシーを持つ人財の育成や金融商品の販売スキルの強化、新たなマーケットの創出に取り組ましました。

- ※6 2025年9月時点 住友生命調べ
- ※7 定期訪問等を通じてお客さまに加入内容を十分に理解いただくとともに、現在も最適な保障になっているかを診断(コンサルティング)する活動です。
- ※8 インターネットでも簡単に入金取引・各種手続き・契約内容照会を利用できるサービスです。
- ※9 契約者から払い込まれた保険料を生命保険会社が資産運用する際の区分です。契約者が運用リスクを負う特別勘定とは異なり、一般勘定では生命保険会社が運用リスクを負い、契約者の元本と予定利率を保証しています。

(新規領域でのイノベーションの実現)

「人ひとりのよりよく生きる」に貢献するため、WaaS※10の開発・実装を進めると、当社グループのサービスを受けいただけるお客さまの拡大に取り組ましました。

具体的には、人生100年時代における課題解決に向け、WaaSの中核となる「住友生命[Vitality]」による「健康増進」の推進に加えて、「病があっても幸せに」「齢を重ねても幸せに」という観点から取組みを進めました。

特に、「病があっても幸せに」「齢を重ねても幸せに」をコンセプトとした領域では、子会社である株式会社PREVENTとの重症化予防サービスの提供や、一人ひとりが望む理想のライフプランの実現に向けた職場の風土づくりを支援するサービス「Who d o 整場(フウドセイバー)」の提供を推進しました。

また、主観的ウェルビーイング※11を「体感し育む」ことを支援するため、スマートフォンプリ「シアフル」※12を2025年9月にリリースし、ウェルビーイングに対する認知と理解を広げる取組みを開始しています。

- ※10 「Well-being as a Service」の略で、「住友生命[Vitality]」を中心に「一人ひとりのよりよく生きる=ウェルビーイング」を支えるサービスをエコシステムとして展開しています。
- ※11 主観的ウェルビーイングとは、外部からの観察では分かり得ない、自身の状態について、主観的にどのように感じているのかを指します。
- ※12 1万人の価値観データを活用したアルゴリズムに基づくウェルビーイングタイプ診断や、パーソナライズされたウェルビーイングアクションの提案・振返り機能等を通じてお客さまのウェルビーイング向上に寄り添うサービスです。

(収益構造改革・グループ戦略)

当社グループのサステナビリティを高めるため、引き続き、資産運用や海外事業の強化など、持続的・安定的な成長に資する総合的な取組みを進め、その際、グループとしての一体感の醸成やシナジー発揮にも努めました。また、社会・環境課題の解決に向けた取組みをグループ全体として推進しました。

資産運用では、資産運用立国実現の対応に向けた資産運用力向上に取り組むとともに、中長期的な安定的な運用収益の確保のため2つのポートフォリオ運営

に注力しています。保険金等の確実なお支払いに資することを目的とした「A L M^{※13}運用ポートフォリオ」では、金利上昇により魅力の高まった円建の金利性資産への投入を段階的に進めることで安定的な収益確保に努めました。一定のリスクの範囲内で運用収益の向上を目指す「バランス運用ポートフォリオ」では、為替や株価の動向に留意しつつ、機動的に資産の入替えを行いました。

また、サステナビリティを考慮した資産運用「責任投資」には、主にファイナンスと対話の両面から取り組んでいます。ファイナンスにおいては、E S Gテーマ型投融資^{※14}を推進し「スミセイ中期経営計画2025」期間における累計実行目標額1兆円を達成しました。また、投資先企業の持続的成長に向け、P D C Aサイクルを徹底した実効性のある対話を引き続き推進しました。

海外事業では、海外の生命保険市場の収益性・成長性を取り込み、収益基盤を拡充することで、国内事業の収益を補完し、保険金等支払余力の向上および持続可能性の強化を図ること等を基本方針としています。

北米において、Symetra Financial Corporation（以下、シメトラ）によるDearborn Life Insurance Companyの団体生命・就業不能保険事業の買収支援のため2025年8月に9億米ドル（約1331億円）の増資を行い、シメトラの市場プレゼンスや収益性・事業効率の向上等を見込んだ対応を進めるとともに、アジアにおいては、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.（以下、シングライフ）の事業拡大を図りました。また、グループシナジーの発揮に向け、当社およびシメトラ、シングライフの3社による合同会議「3Sサミット」を2025年10月に開催し、「共通のビジョンと戦略的な協力に向けた共同声明」への合意を通じて、グローバルウェルビーイングの実現に向けた連携強化に取り組みました。

※13 A L M (Asset Liability Management) とは、リスクを適切にコントロールしつつ収益向上を図る観点から資産と負債を総合的に管理する手法です。

※14 E S G課題の解決を目的とした債券（例：グリーンボンド）等への投融資のことであり、主に責任投資における4つの重点領域（気候変動、ヘルスケア、人的資本、インフラ投資）への貢献を目指します。

（人財財育）

ウェルビーイングに貢献し、持続可能な未来を実現していくための根幹である「人の価値」を高めることが重要であるとの認識のもと、職員一人ひとりのウェルビーイング実現に向け、人財戦略の基礎となるコンピテンシー運営を進めるとともに、若手職員から中堅職員までを対象に、リーダーシップやマネジメント力・専門性の習得・実践に向けたアカデミー機構の設立等を行いました。また、職員のウェルビーイングをサステナブルなものにするため、働き方改革、D E & I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）、健康経営の取組み等を推進するとともに、職員一人ひとりの自律的・主体的なキャリア形成を後押しする観点から、年功的な職能資格制度から「担う役割」と「役割発揮」に対する処遇を拡大する制度改正を進めました。

（デジタル&データ）

人の力だけでは実現できないことをデジタルとデータで補完して新たな価値を提供することを目指しており、デジタル・データ活用を商品開発や営業職員向けロールプレイングシステムの導入、Vitality健康プログラムのレベルアップ等の各取組みにおいて促進することでその効果の最大化に努めました。

加えて、データから価値を引き出し、お客さまや社会への還元を進めていくことが重要であるという認識のもと、医療ビッグデータ等を活用し健康・生活習慣と熱中症の関係性を明らかにした「熱中症白書」の公表や、Vitality健康プログラムへの継続的な加入が長期的な歩数増加につながることを示した国際論文の発表等を行いました。

（よりよい企業風土の醸成・事業リスク対策）

当社グループのサステナビリティを高めるため、よりよい企業風土の醸成および事業リスク対策の検討を進めました。

よりよい企業風土の醸成に向けては、事業活動の「礎」として、「信用・信頼」「誠実さ」「お互いの尊重」を当社グループの全役職員が持つべき共通のマインドであることを改めて徹底し、職員一人ひとりの高い職業倫理感の醸成に取り組みました。また、営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理体制の更なる高度化やモニタリングの強化等、不祥事案の未然防止に向けた取組みを継続して実施するとともに、代理店チャネルにおける当社出向者による不適切な手段での代理店内部情報の取得事案を踏まえ、管理態勢の強化や教育・指導の再徹底に取り組みました。

事業リスク^{※15}については、リスクの洗い出しと特定を行って定期的にモニタリングを実施するなど、PDCAサイクルに則した事業リスクの管理に取り組みました。

※15 人口減少や気候変動といった環境変化への対応が不十分となり、当社のビジネスモデルにおける強みが損なわれ、「Vision2030」や経営計画の達成を阻害するリスクです。

（経営基盤の強化）

資本政策面では、一層強固な財務基盤を構築するため、米ドル建劣後特約付社債の発行により、2025年9月に12億米ドル（1777億円）を調達しました。また、財務の健全性確保に向けた自己資本の充実・態勢整備を進めるとともに、リスク対応力強化とのバランスを踏まえつつ契約者配当による還元の充実に取り組みました。保険金等の支払余力を表すソルベンシー・マージン比率については、2025年度末の経済価値ベースのソルベンシー規制^{※16}の導入後も引き続き十分な水準を確保する見込みです。

経営管理面では、経営方針に基づいた消費者志向経営を推進しており、お客さまの声や社会の要望を経営に活かす態勢を整備するとともに、ガバナンスの更なる充実に向け、より広く多様な意見を経営の中に取り込んでいく観点から、総代候補者の一部について立候補制を導入する定款改正を行いました。

※16 契約者保護、保険会社のリスク管理の高度化、消費者・市場関係者等への情報提供等を目的に2025年度末から導入される新たな資本規制です。新規制の導入にあたりソルベンシー・マージン比率の計算基準が変更され、資産・負債を経済価値ベースで評価する枠組みとなっています。

（業績の概況）

2025年度の業績の概況は次のとおりとなりました。

個人保険・個人年金保険の新契約の年換算保険料は、「住友生命「Vitality」」および円建一時払終身保険の販売増加等により前年度比19.2%増の1147億円となりました。解約・失効契約の年換算保険料は、前年度比2.9%増の728億円となりました。保有契約全体の年換算保険料は、前年度末比0.1%減の2兆2297億円となりました。また、お客さまの満足度を測る指標として重視している保険契約の継続率^{※17}については、13月目継続率で97.6%（前年度末比0.8ポイント増）、25月目継続率で92.4%（同0.6ポイント減）となりました。

次に、団体保険の年度末の保有契約高は32兆5036億円（前年度末比1.8%減）、団体年金保険の年度末の保有契約高は2兆7795億円（同0.9%増）となり

ました。

※17 保険契約の継続率とは、対象期間内に募集した新契約の年換算保険料の合計のうち、契約後13月目（13月目継続率 募集対象年月：2023年11月から2024年10月まで）、25月目（25月目継続率 募集対象年月：2022年11月から2023年10月まで）に継続している契約の年換算保険料の割合です。

【個人保険および個人年金保険】

・年換算保険料

	2025年度	前年度比
新契約	1147億円	19.2%増
うち生前給付保障＋医療保障等	261億円	10.5%減

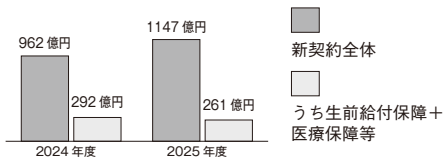
	2025年度末	前年度末比
保有契約	2兆2297億円	0.1%減
うち生前給付保障＋医療保障等	5663億円	0.2%増

(注) 1. 年換算保険料は、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額等(一時払契約等は保険料を保険期間で除した金額等)を計上しています。

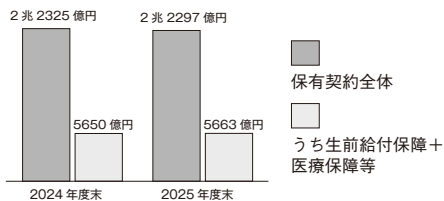
2. 生前給付保障の年換算保険料は、就労不能・介護給付、認知症給付、特定疾病給付、重度慢性疾患給付、特定重度生活習慣病給付および保険料の払込みを免除する特約の給付に該当する部分の合計額です。

3. 医療保障の年換算保険料は、入院給付、手術給付等に該当する部分の合計額です。

●新契約年換算保険料



●保有契約年換算保険料



《ご参考》当社グループ年換算保険料

	2025年度	前年度比
新契約(グループ全体)	4893億円	19.4%増

	2025年度末	前年度末比
保有契約(グループ全体)	3兆9518億円	7.6%増

(注) 1. 住友生命、メディケア生命、シメトラ、シングライフの合計額です。

2. 住友生命、メディケア生命は、個人保険および個人年金保険の合計額です。

3. シメトラ、シングライフの決算日は12月31日です。

・保険金額

	2025年度	前年度比
新契約高	1兆6179億円	48.3%増
減少契約高	3兆2872億円	14.5%減

	2025年度末	前年度末比
保有契約高	57兆8258億円	2.8%減

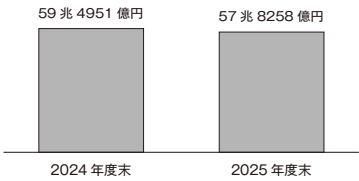
(注) 1. 新契約高には転換による純増加および保障一括見直しによる純増加を含みます。

2. 減少契約高の主なものは、死亡、満期、保険金額の減少、解約、失効です。

3. 個人保険の金額は、主たる保障額です。

4. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。

●保有契約高(保険金額)



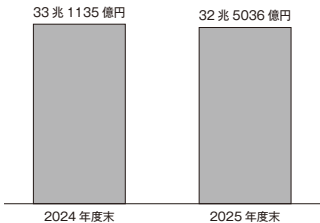
【団体保険および団体年金保険】

		2025年度末	前年度末比
団体保険	保有契約高	32兆5036億円	1.8%減
団体年金保険	保有契約高	2兆7795億円	0.9%増

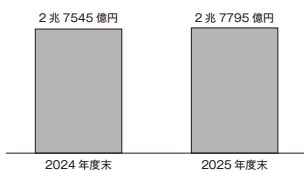
(注) 1. 団体保険の金額は、主たる保障額です。

2. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

●団体保険保有契約高



●団体年金保険保有契約高



(収支・資産等の概況)

2025年度の収支・資産等の概況は次のとおりとなりました。

収支の概況について、収入面では、保険料等収入が2兆3031億円(前年度比8.2%増)、資産運用収益が1兆5169億円(同25.0%増)、支出面では、保険金等支払金が2兆6570億円(同25.7%増)、資産運用費用が7543億円(同2.6%増)、事業費が3570億円(同2.5%増)となりました。こうした結果、経常利益は649億円(同33.6%減)となりました。これに特別損益、法人税等を加減した結果、当期純剰余金は833億円(同3.1%減)となりました。

また、当期末処分剰余金は805億円(前年度比5.2%増)となりました。

基礎利益については、円建一時払終身保険の販売増加に伴い初期費用が増加した一方、国内株式等の配当の増加や為替ヘッジコストの減少等により3500億円(前年度比2.8%増)となりました。

年度末の総資産については37兆6560億円(前年度末比2.5%増)となりました。

当社では、将来の保険金等のお支払いに備え、法令の定めに基づいて責任準備金を積み立てており、その額は年度末で28兆6872億円(前年度末比0.2%減)となりました。

《ご参考》当社グループの収支・資産等の概況

2025年度における当社グループの収支・資産等の概況は次のとおりです。

	2025年度	前年度比
経常収益	5兆9741億円	14.7%増
経常利益	66億円	90.2%減
親会社に帰属する当期純剰余	258億円	45.9%減
	2025年度	前年度比
グループ基礎利益	4081億円	2.8%増
	2025年度末	前年度末比
総資産	51兆5774億円	5.6%増

- (注) 1. シメトラにおいて当連結会計年度からFASB Accounting Standards Codification Topic 944「金融サービス-保険契約」が適用されたことに伴い、前年度比・前年度末比は遡及適用後の計数を用いて算出しています。
2. グループ基礎利益は、住友生命・メディケア生命の基礎利益、シメトラ・シングライフの税引前利益、パオベトHD・BN I ライフ・P I C C生命の税引前利益の当社持分相当額を合算し、一部の内部取引調整等を行い算出しています。
- なお、各社の利益がより適切に反映されるよう、2025年度からグループ基礎利益の算出方法を一部見直し、2024年度数値にも遡及適用しています。

＜対処すべき課題＞

「スミセイ中期経営計画2025」では、「Vision2030」の実現に向けた軌道を確立する期間と位置づけ、各種取組みを着実に進めてきました。近時の当社グループを取り巻く事業環境を見ると、国内における人口減少・少子高齢化の進行や「金利のある世界」への移行、海外の経済情勢不安定化など一層厳しさを増していくものと認識しています。加えて、AIをはじめとする急速な技術革新による、価値観や顧客接点、業務プロセス、競争環境等への大きな変革が予想されます。

また、金融機関における不祥事案が相次ぐ中、事業活動の「礎」としてお客さま本位の業務運営やコンプライアンスを徹底し、社会からの信用・信頼を基盤とした誠実な事業運営を一層進める必要があります。

こうした事業環境の中、いつの時代においても「なくてはならない保険会社グループ」として契約者一人ひとりに寄り添い、支え続ける存在であるためには、従来の保障提供にとどまらず保険の意義を拡大させ、グループベースの取組みを一層推進することが不可欠であると認識しています。

このような認識のもと、グループ全体での実行力を高めて企業価値向上を図るべく「住友生命グループ中期経営計画2028」を新たに策定し、グループ各社に共通する理念として改めて「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を掲げました。グループ各社が共通の理念と目標を共有し、一体となった経営を推進してまいります。

本中期経営計画の策定にあたっては、「Vision2030」の実現に向けた解像度を高め、その取組みを一層飛躍させるとともに、次なる10年間の目線である「Next-Decade」を設定し、お客さまに長期にわたり寄り添い続けられる基盤を築いてまいります。

本中期経営計画では、2028年までの3年間で「Vision2030」実現に向けた飛躍のステージと位置づけ、量・質の両面から価値提供の高度化を図ることで、「人生の伴走者」としてステークホルダーのウェルビーイングに一層貢献するとともに、不確実な環境変化の中でも長期にわたる価値提供を支える事業の継続性を確保し、新たな価値の創出を目指します。

そのうえで、当社グループの事業活動がステークホルダーと共に生み出す社会的価値を「ウェルビーイング共創価値」と定義し、その可視化・拡大に取り組むとともに、創出した経済的価値をもとに、「確実な保障の提供」「契約者配当の充実」「商品・サービス提供による顧客体験価値の向上」を進めることで、相互会社の本質である契約者利益の最大化を果たし、将来にわたって安心と豊かな生活をお届けしてまいります。

「Vision2030」の実現に向けては、「スミセイW X」の推進により、販売チャネル・プロダクト・サービスを一体で捉えることで、お客さまに最適な形で価値をお届けし、お客さまがその価値を実感し続けられる「体験」へと高めていく事業変革を行い、ウェルビーイングの量・質の両面からの取組みを進めます。

その推進にあたっては、ウェルビーイングを多面的な概念として捉え、経済的・身体的側面にとどまらず、社会的つながりまで含めてステークホルダーの「より良く生きる」を支えることが重要であり、ファイナンシャル・フィジカル・コミュニティ・ソーシャル・キャリアという5つの領域におけるウェルビーイングへの貢献に注力してまいります。

「Next-Decade」の観点では、2030年、その先の環境変化も見据え、新たな軸となる価値の検討を進めるとともに、人財価値向上をはじめとした基盤強化を通じ、各事業が特長的に価値を創出していく姿を確立してまいります。

具体的には、特長的に価値を創出するための事業として、「マルチチャネル・マルチプロダクト戦略」「C X・サービス」「資産運用」「海外事業」「新規ビジネス」に注力します。

「マルチチャネル・マルチプロダクト戦略」においては、あらゆる顧客接点において最適な価値提供が可能なチャネル強化とプロダクトの拡充を推進します。特に、提供するプロダクトについては、万が一のリスクへの備えに加え、健康増進やリスクの軽減・予防、さらには日常的な生活に広がる価値の提供に向けた取組みを進めます。「C X・サービス」では、ウェルビーイング指標の測定・分析等を通じてお客さま一人ひとりの状況・状態を把握し、デジタルやAIを活用した迅速・確実・一貫した顧客体験を提供することにより、ウェルビーイングの価値を高めてまいります。「資産運用」においては、健全な財務基盤の確保を前提とした収益力向上に取り組むとともに、資産運用全体を責任投資と位置づけ、社会的価値・経済的価値の創出を積極的に推進します。「海外事業」では、グループを牽引する成長事業として収益基盤の強化を進めるとともに、海外各社の強みを掛け合わせたシナジー発揮を加速し、グループ全体の成長につなげます。「新規ビジネス」においては、お客さまのライフサイクルに寄り添い、ウェルビーイング実感の向上に資するサービス拡充や既存サービスの品質高度化等に取り組むとともに、収益事業化を進めてまいります。

これらの事業が特長的に価値を創出するための基盤として、「人財価値向上」「リソースの最適化・効率化」「社会・環境課題への取組み」「財務戦略」への取組みも不可欠と認識しています。特に、「人財価値向上」については、経営戦略に連動した人財戦略のもと、職員一人ひとりの価値向上と人財ポートフォリオの多様化・最適化を両輪とした人的資本経営を推進します。加えて、「人」の価値を最大化し、当社ならではの価値を生み出し続けるための基盤としてAIを位置づけ、デジタル・AI活用による業務プロセスの変革・人的リソースの重点化に取り組むことで、人の力を最大化し創出する価値をさらに高めてまいります。

これらの取組みを推進し、いつの時代においても「なくてはならない保険会社グループ」であり続けることを目指してまいります。

(2)財産及び損益の状況の推移

区 分		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度(当期)
年度末契約高		兆 億円	兆 億円	兆 億円	兆 億円
	個人保険	51 0584	47 9709	45 6846	44 4984
	個人年金保険	14 5040	14 2762	13 8104	13 3273
	団体保険	33 3694	33 3182	33 1135	32 5036
	団体年金保険	2 6999	2 7909	2 7545	2 7795
	その他の保険	2658	2848	2757	2684
		兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
保険料等収入		2 2164 29	2 1828 42	2 1295 56	2 3031 64
資産運用収益		1 2030 13	1 3165 80	1 2140 15	1 5169 41
保険金等支払金		1 9631 19	2 0311 01	2 1130 13	2 6570 12
経常利益		618 52	1472 76	976 88	649 05
当期純剰余		1472 04	719 46	860 68	833 83
社員配当準備金繰入額		570 67	583 55	652 82	691 78
総資産		35 2981 66	38 2010 01	36 7224 96	37 6560 23

(注) 1. その他の保険には、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、受再保険が含まれております。
2. 各保険種類の年度末契約高は次によります。
a. 個人保険、団体保険の金額は、主たる保障額です。
b. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金との合計額です。
c. 団体年金保険の金額は、責任準備金です。

＜ご参考＞当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度(当期)
	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円	兆 億 百万円
経常収益	4 2222 91	4 3787 69	5 2090 36	5 9741 85
経常利益	393 58	1177 91	676 37	66 57
親会社に帰属する当期純剰余	1199 92	1641 96	477 78	258 48
包括利益	△8265 35	1 0623 08	△913 96	1 1438 65
純資産額	7302 64	1 7848 43	1 6142 31	2 6926 93
総資産	42 6324 44	48 1240 26	48 8610 70	51 5774 25

(注) 1. シングライフにおいてIFRS17「保険契約」が適用されたことに伴い、2022年度は遡及適用後の計数を記載しております。
2. シングライフの企業結合に伴う取得原価の配分が確定したことにより、2023年度は遡及処理後の計数を記載しております。
3. シメトラにおいてFASB Accounting Standards Codification Topic 944「金融サービス—保険契約」が適用されたことに伴い、2024年度は遡及適用後の計数を記載しております。

(3)支社等及び代理店の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)
	店	店	店
支社	90	90	0
事業部	2	2	0
支部	1,536	1,532	△4
海外駐在員事務所	4	4	0
計	1,632	1,628	△4
代理店	548	558	10

(4)使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当期増減(△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内務職員	10,406	10,427	21	47	17	377
営業職員	31,746	32,258	512	46		

(5)主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
	百万円
住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社	100,000
住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社	70,000
住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社	50,000

(注) 住友生命第2回劣後ローン流動化株式会社、住友生命第3回劣後ローン流動化株式会社および住友生命第4回劣後ローン流動化株式会社は、劣後債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を劣後債権の購入資金に充当しております。

(6)資金調達の状況

米ドル建劣後特約付社債の発行により2025年9月に12.0億米ドル(1777億円)を調達しました。

(7)設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位: 百万円)

設備投資の総額	29,923
---------	--------

(注) 設備投資の総額は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものです。

□. 重要な設備の新設等

2025年度は、国内不動産の取得・改修およびソフトウェアの取得等、ならびに国内不動産の売却等を実施しましたが、重要な設備の新設、拡充、改修、および重要な設備の処分、除却として特記する事項はありません。

(8)重要な子会社等の状況

a. 子会社(保険業法第2条第12項に規定する子会社)

会 社 名	所在地	主要な 事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
メディケア生命保険株式会社	東京都 江東区	生命保険業	2009年10月1日	80,000百万円	100%
スミセイ情報システム株式会社	大阪府 大阪市	コンピューター関 連業務	1971年5月12日	300百万円	100%
アイアル少額短期保険株式会社	東京都 中央区	少額短期保険業	1984年4月25日	299百万円	100%
株式会社スミセイビルマネジメント	東京都 中央区	不動産維持管理業	1967年6月1日	100百万円	100%
いずみライフデザイナーズ株式会社	東京都 港区	保険募集業	1983年1月4日	100百万円	100%
株式会社スミセイ・サポート&コンサルティング	東京都 新宿区	保険募集業	1995年4月3日	100百万円	100%
株式会社PREVENT	愛知県 名古屋市	医療データ解析および生活 習慣病の重症化予防支援事業	2016年7月15日	100百万円	100%
スミセイ・アセット・マネジメント株式会社	東京都 新宿区	投資運用業	2022年4月1日	100百万円	100%
スミセイビジネスサービス株式会社	大阪府 大阪市	事務処理代行業	1985年1月4日	70百万円	100%
株式会社スミセイハーモニー	大阪府 大阪市	事務受託業	2001年2月1日	50百万円	100%
住生物産株式会社	大阪府 大阪市	物品販売業	1969年1月13日	10百万円	100%
株式会社シーエスエス	大阪府 大阪市	収納代行業	1976年2月16日	10百万円	100%
株式会社保険デザイン	大阪府 大阪市	保険募集業	2008年7月1日	20百万円	95%
スミセイ保険サービス株式会社	大阪府 大阪市	生保確認業	1978年5月1日	15百万円	80% (100%)
新宿グリーンビル管理株式会社	東京都 新宿区	不動産維持管理業	1985年10月30日	20百万円	3.52% (64.70%)
Singapore Life Holdings Pte. Ltd.	Singapore	金融持株会社	2020年7月17日	2,258 百万シンガポールドル	100%
Symetra Financial Corporation	Bellevue, U.S.A.	金融持株会社	2004年2月25日	1米ドル	100%

(注) 当社が有する子会社等の議決権比率の()内は、当社と当社の子会社が保有する議決権を合計した割合です。

b. 関連法人等(保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等)

会 社 名	所在地	主要な 事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
マイコミュニケーション株式会社	愛知県 名古屋市	保険募集業	2000年5月1日	76百万円	43.00%
日本ビルファンドマネジメント株式会社	東京都 中央区	投資信託委託業および 投資法人資産運用業	2000年9月19日	495百万円	35%
株式会社エーエージェント IGホールディングス	東京都 新宿区	持株会社	2025年7月1日	397百万円	20.93%
ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社	東京都 中央区	確定拠出年金 運営管理業	2000年9月21日	1,600百万円	15.95%
PT BNI Life Insurance	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1996年11月28日	300,699 百万インドネシアルピア	39.99%
Baoviet Holdings	Hanoi, Vietnam	金融持株会社	2007年10月15日	7,423,227 百万ベトナムドン	22.08%

(注) 当社の連結される子会社及び子法人等、持分法適用の関連法人等のうち重要なものについて記載しております。なお、上記のほか、Singapore Life Holdings Pte. Ltd.傘下の生命保険業を営む会社等7社が子会社、Symetra Financial Corporation傘下の生命保険業を営む会社等16社が子会社及び子法人等、Baoviet Holdings傘下の生命保険業を営む会社1社が持分法適用の関連法人等となっておりますが、記載を省略しております。

(9)事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2025年6月27日	当社は、当社の子会社である株式会社PREVENTが行った約7億円の増資の引受けを行うとともに、同社は、約3.5億円の減資を行いました。
2025年7月1日	当社の関連法人等である株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループは持株会社である株式会社エーエージェントIGホールディングスの設立および株式移転を行いました。これにより、同持株会社は当社の関連法人等となり、株式会社エーエージェント・インシュアランス・グループは当社の関連法人等ではなくなりました。
2025年8月20日	当社は、当社の子会社であるSymetra Financial Corporationが行った9億米ドル(約1331億円)の増資の引受けを行いました。
2025年8月27日	当社の子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はSinglife Philippines Inc.への増資を実施し、同社の資本金は3100百万フィリピンペソから3682百万フィリピンペソへ増加しました。
2025年9月4日	当社の子会社であるSymetra Financial CorporationはSymetra CLO 2026-1,Ltd.を設立し、同社は当社の子法人等となりました。
2025年9月5日	当社の子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はSinglife Philippines Inc.への増資を実施し、同社の資本金は3682百万フィリピンペソから3700百万フィリピンペソへ増加しました。
2025年12月19日	当社の子会社であるSymetra Bermuda Re Ltd.はSymetra Bermuda Service Company LLCを設立し、同社は当社の子会社となりました。
2025年12月23日	当社の子会社であるSingapore Life Holdings Pte. Ltd.はSinglife Propel Pte. Ltd.への増資を実施し、同社の資本金は1百万シンガポールドルから9百万シンガポールドルへ増加しました。
2025年12月23日	当社の子会社であるSingapore Life Ltd.はNavigator Investment Services Limitedへの増資を実施し、同社の資本金は108百万シンガポールドルから128百万シンガポールドルへ増加しました。
2026年3月30日	当社の子会社であるSingapore Life Ltd.はSinglife Financial Advisers Pte. Ltd.への増資を実施し、同社の資本金は41百万シンガポールドルから56百万シンガポールドルへ増加しました。

(10)その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1)会社役員の状況

a. 取締役

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋 本 雅 博*	取締役会長 指名委員 報酬委員		
高 田 幸 徳*	取締役 指名委員 報酬委員	・一般社団法人生命保険協会 会長	
角 英 幸*	取締役		
栄 森 剛 志*	取締役		
百 合 達 哉	取締役 監査委員		
森 公 高	取締役 (社外役員) 監査委員長	・日本公認会計士協会 相談役 ・東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員	公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
片 山 登志子	取締役 (社外役員) 監査委員	・片山・平泉・棚座法律事務所 パートナー ・近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役	
山 本 謙 三	取締役 (社外役員) 指名委員長 報酬委員長	・オフィス金融経済イニシアティブ 代表 ・株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役	
白 河 桃 子	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・IU情報経営イノベーション専門職大学 特任教授 ・株式会社ジョイフル本田 社外取締役 ・大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役	
石 井 茂	取締役 (社外役員) 指名委員 報酬委員	・ソニーグループ株式会社 社友 ・株式会社横浜銀行 取締役(非業務執行) ・株式会社横浜フィナンシャルグループ 社外取締役	
小 林 充 佳	取締役 (社外役員) 監査委員	・NTT西日本株式会社 相談役 ・阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 ・セーレン株式会社 社外取締役 ・関西テレビ放送株式会社 社外取締役	

(注) 1. *印を付した取締役は、執行役を兼務しております。

2. 監査委員会については内部監査部をはじめとした社内関連部門との十分な連携が必要であることを踏まえ、監査の実効性を確保する観点から、社内取締役である百合達哉を常勤の監査委員として選定しております。

b. 執行役

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
橋 本 雅 博*	代表執行役		
高 田 幸 徳*	代表執行役社長	・「a. 取締役」参照	
角 英 幸*	代表執行役副社長 グループ・サス テナビリティ オフィサー	[企画部、主計部、経理部]担当 データサイエンスオフィサーの担当執行役	
栄 森 剛 志*	代表執行役専務	[事務サービス企画部、契約サービス部、お客さまサービス部、保険金サービス部、契約審査部、法人総合サービス部]担当	
松 本 巖	執行役専務	[運用企画部]担当	
堀 江 喜 義	執行役専務	[年金事業部、法人総括部、公法人部、都心総合法人部]担当	
岩 井 豊 城	執行役専務	[代理店事業部、代理店事業管理部、代理店営業部]担当	
香 山 真	執行役専務	[総務部、勤労部、人事部、人財共育本部事務局]担当	
汐 満 達	執行役常務	[C X企画部、財務部、不動産部、情報システム部]担当	
高 尾 延 治	執行役常務	[コンプライアンス統括部、調査広報部、商品部]担当	
橋 本 篤 史	執行役常務	[営業企画部、Vitality戦略部、ウェルズ開発部、営業総括部、都心総括部、大阪総括部、営業人事部、首都圏本部、近畿北陸本部、すみれい事業部、大阪すみれい事業部]担当	
寺 崎 啓 介	執行役常務	[リスク管理統括部、運用審査部、運用管理部]担当、[コンプライアンス統括部]副担当	
川 口 謙 誠	執行役常務	[国際業務部、事業企画部]担当	

- (注) 1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
2. 2026年3月31日時点で、寺崎啓介は、コンプライアンス統括部副担当として商品部に関する事項を担当しております。
3. 2026年3月31日の終了をもって、代表執行役専務栄森剛志、執行役専務松本巖および香山真は、執行役を辞任しております。
4. 2026年4月1日付で、執行役専務堀江喜義は代表執行役専務に、執行役常務汐満達、高尾延治、橋本篤史、寺崎啓介および川口謙誠は執行役専務に、石原拓己、藤村俊雄、中山猛、竹中幸一、堀竜雄および野村洋一は執行役常務に就任しております。

(2)会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	7	161
執行役	14	820
計	21	981

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者の支給人数および報酬等は、執行役の欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、2025年度末よりも前に退任した取締役、執行役のうち、2025年度中に報酬を支給した者(執行役1名)を含んでおります。
2. 報酬等の決定に関する方針、報酬等の総額の内訳、報酬等の決定過程等は次のとおりです。

a. 報酬委員会の定める「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」

- 基本方針
執行役および取締役の個人別の報酬等に関しては、執行役および取締役の職務の内容ならびに当社の状況等を勘案して決定するものとする。
具体的には、以下のとおりとする。
 - 契約者およびその他ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
 - 企業価値の増大に向けた役員のインセンティブを高める報酬内容とする。(経営の監督を担う非執行の取締役に對しては、本項目は適用しない)
 - 報酬等の水準は、外部専門機関による他社水準の調査結果等を活用し、誠実な業務遂行等を通じて持続的かつ安定的に成長する会社を目指すという役員の役割と責任および業績に報いるに相応しいものとする。
 - 優秀な人材を当社の執行役および取締役として確保することができる報酬内容とする。
- 報酬体系
業務執行を担う執行役と経営の監督を担う非執行の取締役に、別体系とする。
 - 執行役の報酬体系
執行役の報酬は、「固定報酬」と「業績連動報酬」とで構成するものとする。なお、使用人を兼務する執行役については、執行役の報酬のみとする。
具体的には、以下のとおりとする。
 - 固定報酬
役位および職務内容に応じ決定する。
 - 業績連動報酬(単年度)
役位および職務内容別に定め、会社業績に応じ、一定の範囲内で決定する。
全社業績連動指標は、前年度のEV事業収益の達成率(経営計画との対比)とし、その達成率を乗じて業績連動報酬を決定する。なお、達成率は、上下限を90%～120%とする。
業績連動報酬は、生命保険事業の長期性および公共性を前提として、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させる観点から、報酬総額の27.5%(業績連動指標100%達成の場合)とする。部門評価対象の執行役に関しては、業績連動報酬のうち、上記全社業績連動指標が70%、部門評価対象が30%とする。
 - 業績連動報酬(中長期)
執行役には、中長期で顕著な業績貢献がある場合には、退任時に報酬委員会で決議の上、執行役在任期間のEVの倍率をベースとした業績連動報酬(EV)および、非財務評価に応じたポイント累計をベースとした業績連動報酬(非財務)を支給することができる。
なお、執行役の責任による不祥事等が発生した場合には、報酬委員会で決議の上、全額または一部を支給しないことができることとする。
注)執行役および取締役への退任慰労金は、年功要素が強いため、2006年に廃止している。
 - 取締役の報酬体系
取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できるよう、職務内容に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役に對しては、取締役の報酬は支給しない。
- 報酬の水準
同業他社も含め、産業界で中上位の水準を志向する。そのため、外部専門機関の調査結果等入手し、報酬委員会において、適宜見直しを行うこととする。

【業績連動報酬(単年度)について】

・固定報酬と業績連動報酬の支給割合

取締役(執行役を兼務する者は除く)	固定報酬：100%
執行役	固定報酬：72.5%、業績連動報酬：27.5%

・業績連動報酬に係る指標

全社業績連動指標		E V 事業収益(※ 1)の経営計画に対する達成率
部門 評価	保険営業を所管する執行役	新契約価値の経営計画に対する達成率×所管する部門のK P I 等の達成状況に基づく総合評価
	上記以外の執行役	所管する部門のK P I 等の達成状況に基づく総合評価

※1 主たる生命保険子会社分を合算調整したグループE V 事業収益

・当該指標を選択した理由

E V 事業収益	「新契約価値」「既契約からの収益」「解約失効・事業費の影響」等に基づき、経済環境の影響を除いた年度のE V の増加額であり、経営の成果を総合的に表す指標として選択
新契約価値	新契約から将来生じる利益の現在価値であり、保険営業部門の年度の取組みの成果を端的に表す指標として選択

・業績連動報酬の額の決定方法

役位ごとの基本額を定め、上記の業績連動に係る指標を乗じて決定します。

・役職ごとの報酬の決定に関する方針

会長・社長	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を100%適用
上記以外の執行役	業績連動報酬のうち、全社業績連動指標を70%、部門評価を30%適用

【業績連動報酬(中長期)について】

・指標および支給額の決定方法

業績連動報酬(E V)

指標	E V (※2)倍率
支給額決定方法	基準額×E V 倍率(執行役退任時E V /執行役就任時E V)

業績連動報酬(非財務)

指標	非財務評価ポイント
支給額決定方法	基準額×執行役在任中の非財務評価累計ポイント

※2 主たる生命保険子会社分を合算調整したグループE V

・当該指標を選択した理由

E V 倍率	E V は、「修正純資産」と「保有契約の将来利益現価」を合計したものであり、生命保険会社の企業価値を総合的に表す代表的な指標のひとつ。E V 倍率を、執行役在任期間中の会社業績貢献度を測る指標として選択。
非財務評価ポイント	お客さまをはじめとした各ステークホルダーに信頼・支持され、持続的・安定的に成長することを目的としたサステナビリティ経営の進捗状況を5段階にポイント化し、執行役在任期間中の会社業績貢献度を測る指標として選択。

b. 報酬等の総額

【役員区分別・種類別の報酬額】

(単位：百万円)

区 分	支給人数	固定報酬	業績連動報酬		報酬等の合計
			単年度	中長期	
取締役	7	161	—	—	161
執行役	14	532	232	54	820
合 計	21	693	232	54	981

(注) 報酬等の総額が1億円以上に該当する者はなし。

【業績連動報酬に係る指標の目標および実績】

・業績連動報酬(単年度)

2025年度の業績連動報酬(単年度)は、各指標の2024年度の業績に基づいており、目標および実績は次のとおりです。

(単位：億円)

指 標	目 標	実 績
E V 事業収益	2,000	3,078
新契約価値(リテール部門)	1,437	1,259
新契約価値(代理店部門)	199	200

・業績連動報酬(中長期)

2025年度の業績連動報酬(中長期)は、各指標の2024年度の業績に基づいており、実績は次のとおりです。

指 標	実 績
2024年度末E V	5兆7848億円
非財務評価ポイント(※3)	サステナビリティ経営が進捗した (5段階中の3番目)

※3 業績連動報酬(非財務)については、「Vision2030」で掲げる「ウェルビーイング貢献領域」ごとの進捗状況について報酬委員会が評価しており、2024年度の評価結果は、5段階中の3番目に該当する「サステナビリティ経営が進捗した」となりました。

ウェルビーイング貢献領域

ステークホルダー	ウェルビーイング貢献領域
お客さま、社会	・保険を通じた安心の提供 ・健康増進への貢献 ・充実した暮らしを支える ・国・地域の健康・ウェルビーイングのサポート
ビジネスパートナー	・ビジネスパートナーの成長
地球環境	・地球環境の改善
従業員	・人財の活性化、エンゲージメントの向上

報酬委員会では、ウェルビーイング価値提供顧客数、Vitality会員数、2019年比GHG削減率、NPS(※4)、eNPS(※5)等の定量指標の進捗状況、および諸取組みの遂行状況等に基づき、総合的に評価しております。

※4 NPSとは、「Net Promoter Score(ネット・プロモーター・スコア)」の略で、顧客ロイヤルティを数値化する指標。

※5 eNPSとは、「Employee Net Promoter Score(エン・ロー・ネット・プロモーター・スコア)」の略で、従業員の当社推奨度を示す指標。

c. 報酬等の決定過程

【報酬等の決定に関する権限を有する者の名称、および権限の内容】

名 称	権限の内容
報酬委員会	・「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」の策定 ・執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定

【報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容】

実施日	活動内容
2025.5.12	報酬委員会にて「2024年度非財務評価」を審議。
2025.5.20	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2025.6.12	報酬委員会にて「2024年度非財務評価」、「退任執行役の報酬」を決議。「2025年度執行役の報酬」を審議。「2025年度執行役の目標および取組事項」を報告。
2025.7.2	報酬委員会にて「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」、「2025年度執行役および取締役の個人別の報酬」を決議。
2025.8.6	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2025.11.18	報酬委員会にて「2025年度経営者報酬調査」を報告。
2025.12.18	報酬委員会にて「執行役の報酬制度改正」を審議。
2025.12.18	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2026.1.15	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。
2026.2.10	報酬委員会にて「昇任、新任執行役および取締役の個人別の報酬」、「執行役の報酬制度改正」を決議。「役員報酬に係る事業報告記載事項の改正」を審議。「非財務評価方法の見直しスケジュール」を報告。
2026.3.16	報酬委員長より取締役会に「報酬委員会の職務の執行状況」を報告。

【当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由】

執行役等の個人別の報酬等の内容は、委員の過半数を独立社外取締役とする報酬委員会の決議により決定しております。報酬委員会は、「執行役および取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な観点から審議を行った上で、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容を決定したことから、当事業年度に係る執行役等の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

(3)責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
森 公 高 片 山 登志子 山 本 謙 三 白 河 桃 子 石 井 茂 小 林 充 佳	保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を保険業法第53条の36の規定において準用する会社法第425条第1項第1号に掲げる額に限定します。

※補償契約について、該当事項はありません。

(4)役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役 および執行役	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害のうち、第三者訴訟および社員代表訴訟の場合に、法律上の損害賠償金および争訟費用を被保険者が負担することによって生ずる損害を補填するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

a. 他の法人等の業務執行者との兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
片 山 登志子	片山・平泉・櫛座法律事務所 パートナー 当社と片山・平泉・櫛座法律事務所の間に特別な関係はありません。
山 本 謙 三	オフィス金融経済イニシアティブ 代表 当社とオフィス金融経済イニシアティブの間に特別な関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員との兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
森 公 高	東日本旅客鉄道株式会社 社外取締役監査等委員 当社は、東日本旅客鉄道株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。
片 山 登志子	近鉄グループホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、近鉄グループホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有するとともに融資を行っております。
山 本 謙 三	株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役 当社は、株式会社ゆうちょ銀行の株式を保有しております。また、同社と代理店契約を締結しております。
白 河 桃 子	株式会社ジョイフル本田 社外取締役 当社は、株式会社ジョイフル本田の株式を保有しております。 大和アセットマネジメント株式会社 社外取締役 当社と大和アセットマネジメント株式会社の間に特別な関係はありません。
石 井 茂	株式会社横浜銀行 取締役(非業務執行) 当社は、株式会社横浜銀行と保険の取引があります。また、同社へ外貨建定期預金、コールローンを行うとともに、代理店契約を締結しております。 株式会社横浜フィナンシャルグループ 社外取締役 当社は、株式会社横浜フィナンシャルグループの株式を保有しております。
小 林 充 佳	阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役 当社は、阪急阪神ホールディングス株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式、債券を保有するとともに融資を行っております。 セーレン株式会社 社外取締役 当社は、セーレン株式会社の株式を保有しております。 関西テレビ放送株式会社 社外取締役 当社は、関西テレビ放送株式会社と保険の取引があります。また、同社の株式を保有しております。

c. 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く)との親族関係 該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言 その他の活動状況
森 公 高	2017年7月4日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査委員会15回開催、 うち15回出席	企業会計に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員長として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
片 山 登志子	2018年7月3日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査委員会15回開催、 うち15回出席	消費者問題および法律に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および監査委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、監査委員会委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
山 本 謙 三	2019年7月2日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 指名委員会6回開催、 うち6回出席 報酬委員会6回開催、 うち6回出席	金融・経済に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員長等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員長および報酬委員会委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
白 河 桃 子	2022年7月5日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 指名委員会6回開催、 うち6回出席 報酬委員会6回開催、 うち6回出席	ダイバーシティ等に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、指名委員会委員および報酬委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

氏 名	在任期間	取締役会および各委員会への出席状況	取締役会および各委員会における発言 その他の活動状況
石 井 茂	2023年7月4日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 指名委員会5回開催、 うち5回出席 監査委員会4回開催、 うち4回出席 報酬委員会4回開催、 うち4回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・監査委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、各委員会の委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。
小 林 充 佳	2023年7月4日就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 指名委員会1回開催、 うち1回出席 監査委員会11回開催、 うち11回出席 報酬委員会2回開催、 うち2回出席	企業経営に関する豊富な経験と深い知識を活かし、社外取締役および指名委員会・監査委員会・報酬委員会の委員等の役割を果たすことを期待していたところ、当社取締役会において、当該視点から積極的な発言をするなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たすとともに、各委員会の委員として委員会に出席し、積極的な発言を行いました。

(注) 1. 石井茂については、当事業年度に開催された監査委員会のうち、監査委員であった期間に開催された監査委員会への出席状況を記載しております。また、2025年7月2日の指名委員および報酬委員就任以降、当事業年度に開催された指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。
2. 小林充佳については、当事業年度に開催された指名委員会および報酬委員会のうち、指名委員および報酬委員であった期間に開催された指名委員会および報酬委員会への出席状況を記載しております。また、2025年7月2日の監査委員就任以降、当事業年度に開催された監査委員会への出席状況を記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6	108	—

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

50,000百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

1名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
住友生命2023基金流動化株式会社	百万円 50,000	% 100

(注) 住友生命2023基金流動化株式会社は、基金債権を裏付け資産とする社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 羽太 典明 指定有限責任社員 辰巳 幸久 指定有限責任社員 中山 卓弥	250* ※当社と会計監査人との間の監査契約において、保険業法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査の監査報酬の額を明確に区分できないため、その合計額を記載しております。	監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。 また、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務以外の業務である「アシュアランスレディネス業務」等についての対価を支払っております。

(注) 1. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は440百万円です。
2. 当社及び当社の子会社が会計監査人及び会計監査人と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に支払うべき監査証明業務に基づく報酬は1800百万円、非監査業務に基づく報酬は203百万円です。

(2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査委員会は、保険業法第53条の9第1項に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、監査委員全員の同意により、解任することが妥当と判断する場合には、会計監査人を解任します。

2. 監査委員会は、前項に定める事由に該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任適否の検討を行います。監査委員会は、総代会決議により会計監査人を解任することが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の解任の議案の内容を決定します。
3. 監査委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性などが不適切と認められる場合には、会計監査人の不再任の検討を行います。監査委員会は、会計監査人を不再任とすることが妥当と判断する場合には、総代会に提出する会計監査人の不再任の議案の内容を決定します。

- . 当社の重要な子法人等のうち、Singapore Life Holdings Pte. Ltd. および Symetra Financial Corporation は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、経営の根本精神を表した企業理念である「経営の要旨」を頂点とし、「経営の要旨」に示された当社の普遍的な使命をサステナビリティの視点から明文化した「サステナビリティ経営方針」および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」を経営方針としている。経営方針を役職員が行動レベルで実践するための指針として「住友生命グループ行動規範」を制定しており、また、お客さまの最善の利益を追求する観点から、「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、公表している。

上記の経営方針等により、当社および子会社等（以下、「グループ」という）における業務の健全性および適切性の確保に向けた内部統制システムの整備に係る基本方針として、保険業法第53条の30第1項第1号口およびホの規定に基づき取締役会が「内部統制基本方針」を定め、役職員に対して周知徹底を図るとともに法令に基づく開示を行う。

また、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」を定め、グループ全体の経営管理体制の高度化を図る。

当社は、内部統制基本方針およびグループ経営管理基本方針に則って内部統制システムを整備するとともに、取締役会においてその実効性を検証し、必要な改善を図ることとするほか、内部統制システムの運用状況の概要の開示を行う。

1. 監査委員会の職務の執行のための体制

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
 - a. 監査委員会の直属の組織である監査委員会事務局を置く。
 - b. 監査委員会事務局には、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示命令に基づき監査委員会を補助する監査委員会事務局長および職員（以下、あわせて「所属職員」という）を配置する。
 - c. 監査委員会事務局に関する次の事項について、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
 - (1) 定員および予算
 - (2) 所属職員の異動、給与、考課および賞罰

「監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項」の運用状況の概要

- ・監査委員会運営に関する事務ならびに監査委員会および監査委員会が選定する監査委員の監査職務の補助等を行う監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局長および8名の職員を配置している。
- ・監査委員会事務局に関する定員および予算ならびに所属職員の異動、給与、考課および賞罰については、監査委員会の同意を得ている。

② 監査委員会への報告に関する体制

- a. 次に掲げる方法により、監査委員会への報告体制を確保する。
 - (1) 重要な会議への監査委員の出席
 - (2) グループ各社の取締役、執行役、監査役、執行役員その他の使用人またはこれらの者から報告を受けた者からの監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への報告
- b. 前記 a の方法により監査委員会への報告を要する事項は次に掲げる事項とする。
 - (1) 担当執行役（担当執行役員を含む。以下同じ。）以上の職位によって決裁された事項
 - (2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実（子会社等における事実を含む）
 - (3) 法令または定款に違反する重大な事実（子会社等における事実を含む）
 - (4) 内部通報制度における通報状況（国内の子会社における通報状況を含む）
 - (5) 内部監査の実施状況およびその結果（子会社等を対象とするものを含む）
 - (6) その他監査委員会が報告を求める事項
- c. 前記 b に掲げる報告を行った者に対して、不利な取扱いを行わない。

「監査委員会への報告に関する体制」の運用状況の概要

- ・常勤監査委員が経営政策会議等の諸会議に出席している。
- ・各種規定において、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員への定例的・臨時的報告について定めており、規定どおり対応している。
- ・担当執行役以上の職位によって決裁された決裁書については、随時常勤監査委員が閲覧している。また、監査委員会に報告を要する事項については、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員に報告する旨を各関連規程に明記し、規定どおり対応している。
- ・監査委員会に報告を要する事項の報告を行った者が不利な取扱いを受けないよう、「内部通報規程」に定める通報・相談者の保護に関する取扱いに準じた対応を行っている。

③ 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、その職務の遂行上必要と認める費用については、あらかじめ予算を計上する。また、緊急または臨時に支出した費用については、監査委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを負担する。

「監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」の運用状況の概要

- ・出張旅費や図書情報費等、監査委員会がその職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し、監査委員会の職務の執行に必要な費用を支出している。

④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査委員会には常勤の監査委員を置く。常勤の監査委員は原則として社内取締役とする。
- b. 内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る。
- c. 監査委員会または監査委員会が選定する監査委員は、監査職務を遂行するために必要があるときは、内部監査部長に対して必要な報告または調査を指示する。内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の指示あるときは、各執行役等から独立して当該指示に従い、必要な対応を講じる。
- d. 監査委員会は、監査職務を遂行するために必要があるときは、監査委員会事務局所属の職員を子会社の監査役として派遣する。
- e. 前3項および前記 a から d までの定め、ならびに「監査規則」にも留意し、監査委員会と代表執行役等との意思疎通および情報交換を行うための体制を整備するなど監査委員会の監査が実効的に行われるために必要な体制を確保する。

「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

- ・監査委員会に社内取締役である常勤監査委員1名を置いている。
- ・内部監査部長の選任にあたっては、あらかじめ監査委員会の同意を得る旨を「職務権限規程」に定めており、規定どおり対応している。
- ・内部監査部長は、監査委員会または監査委員会が選定する監査委員の調査指示に基づき、必要な調査を行っている。
- ・監査委員会事務局所属の職員を非常勤監査役として子会社2社に派遣している。
- ・監査委員会と代表執行役社長および執行役（員）が意見交換を行う等、監査委員会による監査機能の実効性向上に努めている。

2. 業務の適正を確保するための体制

①執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 法令等遵守に関する基本的な枠組みを定めた「法令等遵守方針」および保険募集の適正確保に向けた「保険募集管理方針」に基づき、次のとおり法令等遵守を徹底する。
 - (1)コンプライアンス統括部が全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理する。
 - (2)内部通報制度を設けるとともに公益通報者の保護を図ることで、自浄機能を高める。
 - (3)コンプライアンス統括部担当執行役は、法令等遵守に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 執行役の選任にあたっては、候補者の知識経験および社会的信用等を適切に勘案する。
- c. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応方針」に基づき、断固たる態度で組織的に対応することにより、同勢力との関係を遮断し排除する。
- d. 「情報開示規程」に基づき、企業情報を適時、適切に開示することで、経営の健全性および透明性の向上を図る。
- e. 保険契約上の責務を確実に履行するため、「財務の健全性・保険計理管理方針」に基づき、適切に財務の健全性・保険計理管理を行い、財務の健全性の確保を図る。
- f. 「財務報告に係る内部統制の評価規程」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、改善に努めることで、財務報告の信頼性を確保する。

「執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」の運用状況の概要

2025年度における主な取組み	
法令等遵守体制 保険募集管理体制	・コンプライアンス統括部は、全社におけるコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、全社の法令等遵守に関する事項を一元的に管理している。 ・通報・相談に対しては「内部通報・相談窓口」または「社外弁護士窓口」で受付を行い、通報・相談者の意向を踏まえ適切に対応している。 ・コンプライアンス統括部担当執行役は年1回、法令等遵守および保険募集管理に関する状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。 ・指名委員会において執行役候補者の知識経験や社会的信用等を勘案した審議を行い、取締役会はその結果を踏まえて執行役を選任している。 ・反社会的勢力による関与またはそのおそれが生じた場合は、各組織は直ちに総務部へ報告し、総務部と連携のうえ必要な対応を行っている。 ・各組織は「情報開示規程」に定める情報に該当する可能性がある情報の存在を知った場合、企画部に連絡を行ったうえで、情報開示の要否ならびに開示する情報の範囲および内容について、情報の種類および重要度に応じて、職務権限規程に基づいて決定を行っている。 ・主計部は、「財務の健全性・保険計理管理方針」およびその下位規定に基づき、次の3つの事項に関する管理を実施している。 ①責任準備金等の適切な積立 ②ソルベンシー・マージン比率の適正な算定 ③法令等で求められている経営分析や区分経理等の適切な実施 ・主計部担当執行役は、四半期に1回財務の健全性・保険計理管理の状況を取締役会へ報告している。 ・内部監査部は、金融商品取引法第24条の4の4および第193条の2等に準じて、財務報告に係る内部統制の有効性を評価している。また、有効性を評価したうえで内部統制報告書を作成し、保険契約者等を開示するとともに、監査法人による監査を受けている。 ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。
職場環境コンプライアンス 内部通報制度	・「住友生命グループ行動規範」に基づく「お客さま本位」の行動をさらに徹底するため、「クレド(アクション)カード(青クレド)」を全役職員に配布し、大切にすべき共通マインド(礎)を確認し、自身の行動を省みることを習慣化する運営を実施した。 ・経営層のメッセージ発信・管理職研修・管理職向け教材提供・職場対話等で「住友生命グループ行動規範」の更なる浸透に向け継続的な教育を実施した。 ・疑わしい取引、利益相反、法人関係情報の管理、FATCA(注1)報告・モニタリングについて、引き続き適切に実施した。 ・保険募集管理体制 ・当社元営業職員による金銭詐欺事案を踏まえ、発生原因等の分析に基づいた再発防止策を策定・公表し、社内通知や諸会議等で徹底を図った。 ・社内外での不祥事故等の発生事案を踏まえた潜在的なリスク検知に向けたモニタリング、要指導・要把握職員の牽制・指導にスポットを当てた予兆把握・未然防止運営を継続実施した。 ・代理店への新規委託時や既存委託先への臨店指導時において、代理店部門が把握した情報を基にコンプライアンス統括部が適切性を確認するなど、代理店部門とコンプライアンス統括部が引き続き連携しモニタリングの実効性を高めた。 ・本社販売部門のサポートチームにおいて、支部ごとのリスク評価・定量分析や重点支社へのサポートを実施し、支社における自律的な改善指導の取組みおよびいち早い予兆把握を促進した。 ・営業職員取扱いの他社商品についてモニタリング・牽制・教育を継続して行ったほか、取扱知識のレベルアップに向け、研修や教宣資料により募集基本ルールの周知徹底を図った。 ・「保険代理店への過度な便宜供与・出向の制限等」に関する監督指針改正および当社出向者による不適切な手段での情報取得を踏まえ、コンプライアンス・マニュアルを改正するとともに、生命保険協会の「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」をベースに、出向目的が便宜供与に該当する出向を禁じる旨を明記する保険代理店出向管理規程や便宜供与提供・受領の判断基準にかかる細則を新たに定めた。(注1) 外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act) の略で、米国以外の金融機関の口座を利用して米国の税金を逃れることを防止するために制定された米国連邦法。 ・職場環境コンプライアンス ・ハラスメント防止に向けたモニタリングを継続するとともに、不正行為やハラスメント等の懸念を感じた際に躊躇せず職場の上司等に相談する「スピークアップの風土」の醸成への取組みを継続し、毎月の動画研修や、営業職員初期教育において継続的な教宣を行った。 ・内部通報制度 ・内部通報受付件数の社外開示、社内イントラネットにおける内部通報受付状況の開示や、通報者保護取組みの教宣の拡充等により内部通報制度の信頼性・有効性向上を図った。また、パワーハラスメント懸念の申出が継続的に発生している状況を踏まえ、管理職を対象とした研修、教材の提供、パワーハラスメントへの意識向上・未然防止への注意喚起等の継続的な教宣を行った。
情報開示	・情報開示協議会において、ステークホルダーの理解に資する開示のレベルアップや、法令改正・開示基準への対応について議論を実施し、統合報告書・サステナビリティレポート・責任投資報告書・消費者志向コミュニケーションブック等の開示媒体の内容の充実および、わかりやすさの向上を図った。また、S S B J (注2) 基準を踏まえた非財務情報の開示充実について検討を開始した。(注2) サステナビリティ基準委員会 (Sustainability Standards Board of Japan) の略で、日本におけるサステナビリティ開示基準の開発と国際的なサステナビリティ開示基準の開発に対する意見発信を行うための機構。

②執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存すべき情報および保存期間を規定する「情報保存規程」に基づき情報の保存および管理を行い、保存期間内の情報を閲覧できるものとする。

「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」の運用状況の概要

2025年度における主な取組み	
適切かつ効率的な情報 保存・管理	・「情報保存規程」に基づき、紙・電子それぞれの文書に関する管理方法を細則に定め、適切な保存・廃棄を行っている。 ・規定、教材等を全職員が閲覧できるよう、それらを一元的に管理する社内イントラネットシステムを構築・運用している。 ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 全社の統合的なリスク管理に関する基本的な枠組みを定めた「統合的リスク管理方針」およびリスクの種類に応じて定める各リスク管理方針に基づき、次のとおりリスク管理を行う。
 - (1)リスク管理統括部が全社の統合的なリスク管理を行うとともに、各リスク管理部門が各リスクを管理する。
 - (2)リスク管理統括部担当執行役は、リスク管理に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。
- b. 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機発生時の対応を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応を行う。また、危機発生により、業務の継続が通常の方法では困難となる場合は、「業務継続計画 (BCP)」に基づき、重要業務継続に向けた対応を行う。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」の運用状況の概要

2025年度における主な取組み	
統合的リスク管理	・リスク管理統括部は、取締役会が年度ごとに決議する「統合的リスク管理計画」に基づき、統合的リスク管理を行っている。 ・保険引受リスク・流動性リスク・資産運用リスク・オペレーショナルリスク等、各リスクに応じた管理方針および管理部門を定めている。また、各リスクについて、それぞれ策定した管理計画に基づくリスク管理を行っている。 ・リスク管理統括部担当執行役は年2回、リスク状況を取締役会へ報告している。また、必要に応じ監査委員会と意見交換を行っている。 ・危機発生時の具体的対応を規定した「危機管理マニュアル」・「業務継続マニュアル」を定めるとともに、災害等危機管理に関する計画を毎年策定し、同計画に基づく訓練を実施する等、体制の維持・向上に努めている。 ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。
サイバーセキュリティ対策	・外部育成プログラム等を活用してセキュリティ人材の継続的な育成を行った。 ・重要な外部委託先等に対する管理体制強化に向けた対応の検討を開始した。システム開発を伴う外部委託先に対して求めるセキュリティ対策基準に高度なサイバー攻撃検知対策を追加するとともに、委託元として外部委託先へのサイバー攻撃に対する監視体制を開始した。 ・DX推進に伴うシステム開発案件の増加に伴い、開発スピードに対応したセキュリティ診断サービスの利用を継続した。また、クラウドサービスの利用拡大を踏まえ、設定内容を監視するサービスを継続活用した。 ・金融庁「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」やサイバー脅威の動向等を踏まえたマニュアルや演習内容等の整備に向けて検討を開始し、サイバー演習の参加や実践的な侵入テストの実施、第三者評価など、グループ全体でのサイバーセキュリティ体制の強化に取り組んだ。 ・引き続き効率的、効果的なセキュリティ投資となるよう、セキュリティ活動の目標を設定するとともに、一定の水準を維持したうえでのコスト削減に取り組んだ。
危機管理体制・業務継続計画	・南海トラフ地震を想定したリアルで効果の高い危機対策本部設置訓練や富士山噴火、南海トラフ地震震時情報発表時対応マニュアルの実効性検証を通じて、課題の明確化と改善に取り組んだ。 ・津波リスクが高く避難が困難と想定される営業拠点について、物理的安全性の確保に向け移転等の対応に着手した。 ・2025年3月に公表された「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」を踏まえ、富士山噴火対策マニュアルを改正した。

④執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 組織・事務分掌を定めた「組織規程」および決裁方法・職位を定めた「職務権限規程」等の社内規定に基づき、業務の適切かつ効率的な役割分担と相互牽制を図る。
- 経営計画の枠組みを定めた「経営計画規程」に基づき経営計画を策定し業務を執行するとともに、定期的に振り返りを行い必要な改善を図る。
- ＩＴガバナンス管理体制についての基本的な事項を定めた「ＩＴガバナンス管理方針」に基づき、ＩＴ戦略の適正な策定および実行を図る。

「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」の運用状況の概要

2025年度における主な取組み	
ガバナンス体制	・重要テーマに関する審議時間の確保のため、取締役会付議事項の絞り込み・案件の性質に応じた報告方法の整理、取締役会の指示・意見事項のフォローアップ体制の整備に継続して取り組んだ。 ・ステークホルダーへの理解の深化を目的に、海外子会社等の派遣取締役との意見交換会を開催した。
経営計画	・「グループ中期経営計画」の策定に向け、経営計画規程にグループを対象とすることを明記する改正を行った。 ・「スミセイ中期経営計画2025」および「2025年度経営計画」の遂行状況を確認するとともに、社外取締役経営協議会での議論等を実施のうえ、「住友生命グループ中期経営計画2028・スミセイ中期経営計画2028」および「2026年度グループ経営計画・2026年度経営計画」を策定した。
収益管理	・連結財務諸表の適切性を確保するため、財務諸表数値等について、連結対象子会社等とのメール・Web会議による定期的な情報連携を実施した。 ・全体最適な投資案件の優先順位付けに基づき、財源を確保した真に必要な新規投資案件に対し、投資効果最大化に向けた支援を実施した。また、期中の予算調整により、販売促進等への戦略的財源投入を実施した。 ・合理化取組みへの財源投入や過去の投資案件の再点検等、既存経費の計画的な合理化に引き続き取り組んだ。 ・中長期的な保険関係差損益の均衡に向けた、総リソース（固定給職種人件費・IT投資・その他物件費）の配賦最適化と管理高度化を図る観点から、各部門と対話を実施のうえ、次期中期経営計画期間における総リソース配賦の方向性を決定し、事業費等予算・人員計画・システム化計画に反映した。また、継続的な状況把握を行う「部門別総リソース運営（注1）」導入に向けた検討・対応を行った。 ・（新）ソルベンシー・マージン比率規制について、2026年3月末の導入に向けて、必要な方針・規程の新設・改正を行う等、ソルベンシー・マージン比率算定における正確性確保のための枠組みや内部検証体制の整備等の対応を行った。 （注1）中長期の保険関係差損益の収支均衡に向けて、固定給職種人件費やIT投資・その他物件費の総リソースを一体で管理する運営。

⑤相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 当社は、グループの経営管理会社として、「グループ経営管理基本方針」に基づき、次の各体制について、グループとしての管理体制を構築する。
 - 法令等遵守体制
 - 保険数理管理体制
 - リスク管理体制
 - 外部委託体制
 - 内部監査体制
- 「グループ経営管理基本方針」、「子会社等経営管理方針」および経営管理に関する契約に基づき、次の事項を含む子会社等の経営管理を行う。
 - 子会社等の経営状況等に関する取締役会または経営政策会議への報告
 - 子会社におけるリスク管理に関する規程の整備および子会社等リスク管理計画の策定・定期的な振り返り
 - 子会社等経営管理計画および子会社における年度経営計画の策定・定期的な振り返り
 - 子会社における法令等遵守に関する規程の整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・定期的な振り返り
- 必要に応じて当社の役職員を子会社等の監査役または取締役として派遣し、子会社等の内部統制システムの有効性を確認する。
- 「再建計画規程」に基づき再建計画を策定し、危機発生時におけるグループの健全性の迅速な回復を図る。

「相互会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要

- ・各体制における経営管理の基本的な考え方や管理手法等、グループ各社が認識しておくべき事項を定めたグループ法令等遵守方針、グループ保険数理方針、グループリスク管理方針、グループ外部委託管理方針、グループ内部監査方針を定め、各社に周知している。
- ・グループ経営管理部門において、子会社等や子会社等経営管理部門とも連携のうえ、チェックシートを用いた子会社等の各経営管理体制の整備・運用状況の確認等の具体的な管理手法や取締役会等への報告体制を構築し、グループベースの経営管理を実施している。
- ・取締役会においてグループ各社の経営管理体制の整備・運用状況の確認を行い、グループ経営管理体制の実効性を確認している。
- ・事業企画部等の担当執行役は、海外子会社等およびマルチチャネル戦略に関わる国内子会社等の経営状況について年2回、それ以外の子会社等の経営状況について年1回、取締役会へ報告している。
- ・国内外の子会社に対し、リスク管理や法令等遵守等、内部統制に関する規程に基づき、リスク管理やコンプライアンスに関する計画の策定を求め、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。
- ・取締役会において「子会社等経営管理計画」を策定し、年1回の振り返りを実施している。また、「子会社等経営管理計画」等に基づき子会社に経営計画を策定させ、その振り返り結果について定期的に報告を受けている。
- ・国内外の子会社、関連法人に対し、各子会社等の機関設計や当社の出資比率等を踏まえて取締役または監査役を派遣しており、これらの取締役または監査役を通じて経営状況の把握や内部統制システムの有効性の確認を行っている。
- ・再建計画規程に再建計画の定義や構成、見直しの頻度、経営や各組織の役割を定め、特段の事情がない限り、年1回再建計画の見直しを実施し、取締役会において決議することとしている。
- ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。

	2025年度における主な取組み
グループガバナンスに関する内部統制システムの必要に応じた改善	・2021年度に構築したグループ経営管理体制に基づき、2022年度以降本格的に開始したグループ全体の法令等遵守、保険数理、リスク管理、外部委託および内部監査の各経営管理体制について、グループ各社の体制整備および運用状況の確認を行うとともに、特段の問題がないことを取締役会に報告した。 ・各子会社のコンプライアンスに係るリスクの共通目線での評価を実施した。 ・I A I G (注1)としてリスク管理およびサイバーセキュリティ分野において当社、シメトラ、シングライフ3社による横断会議を開催するとともに、当社初の監督カレッジ(注2)開催を踏まえ、必要な体制の維持確保等に向けた検討を進めた。また、「再建計画」に関し、当該計画策定時に設定した「今後の高度化課題」等を踏まえ、適切に見直しを行った。 ・グループ経営の更なる推進に向け、グループ中期経営計画において示される全体戦略との整合性を確保するため、戦略子会社等の設定を取締役会報告事項とする取締役会規程等の改正を行った。 ・チーフアクチュアリーをグループベースのE S R関連統制機能の責任者とする等、グループのソルベンシー・マージン比率の適切性を確保するための態勢を整備した。 (注1) Internationally Active Insurance Groupの略。 (注2) 国際的に活動する金融機関や保険グループのグループ全体の健全性を把握・監督するため、各国(本店所在地や受入地)の監督当局が集まり、情報共有、連携、協力を促進する仕組み。
子会社等	・子会社等の経営状況等に関する当社への適時適切なレポーティングの徹底や、子会社における重要事項の事前協議・報告等を通じた指導を実施した。 ・「保険代理店への過度な便宜供与・出向の制限等」に関する監督指針改正および生命保険協会の「保険代理店等に対する便宜供与及び出向に関するガイドライン」に基づき必要な体制整備を実施した。 ・社会・環境課題に係るサステナビリティへの対応として、グループベースでカーボンニュートラル実現に向けたGHG排出量削減に取り組むとともに、「住友生命グループ人権方針」に基づく人権に関する取組み等を推進した。 ・シメトラおよびシングライフにおいて、専門分野ごとに部門別会議を継続開催し、実務レベルの相互理解促進を図った。

⑥お客さま本位の業務運営を実現するための体制

お客さま本位の業務運営に関する各管理方針に基づき、保険金等の支払をはじめとする保険契約にかかる業務の管理を行うとともに、お客さま情報の保護およびお客さまの利益が不当に害されることがないよう利益相反の管理等を行う。

「お客さま本位の業務運営を実現するための体制」の運用状況の概要

- ・「お客さま本位の業務運営方針」に基づく取組みを行うとともに、「お客さま本位推進委員会」での審議等を通じグループベースでの体制高度化に努めている。
- ・お客さまの保護および利便性の向上に向けた管理方針として「保険契約管理方針」、「保険金等支払管理方針」、「顧客サポート等管理方針」、「顧客情報等管理方針」、「外部委託管理方針」、「利益相反管理方針」を定めるとともに、各所管部署が中心となって、これらの管理方針に基づく取組みを行っている。
- ・「C X戦略会議」を設置し「C X取組計画」を検討・策定のうえ、顧客体験価値の向上に向けた取組みを推進している。
- ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。

	2025年度における主な取組み
お客さま本位の業務運営	・「住友生命グループ行動規範」に基づく「お客さま本位」の行動をさらに徹底するため、「クレド(アクション)カード(青クレド)」を全従業員に配布し、大切にすべき共通マインド(礎)を確認し、自身の行動を省みることを習慣化する運営を実施した。 ・経営層のメッセージ発信・管理職研修・管理職向け教材提供・職場対話等で「住友生命グループ行動規範」の更なる浸透に向け継続的な教育を実施した。 ・「住友生命グループ行動規範」の認知・理解から「行動」実践への発展に向け、行動規範ケーススタディ集の事例を追加し、引き続き行動規範に基づき「考える」習慣づくりに取り組んだ。 ・マネジメント層向けの各種研修機会において、今日的に求められるリーダー像について周知し、お互いに尊重し、建設的な協力ができる組織づくりを推進した。 ・監督指針および生命保険協会のガイドラインの改正を踏まえ、保険代理店出向管理規程、便宜供与提供・受領の判断基準にかかる細則の新設等の体制整備を当社グループベースで行い、取締役会へ報告を行った。 ・プロダクトガバナンスに係る体制整備として、代理店の保険募集管理態勢等の確認において、一部の金融機関に対して顧客対応の改善に向けた働きかけを行うとともに、想定顧客への販売状況の検証ならびに検証結果の連携および対話の検討を開始した。 ・消費者問題に詳しい有識者を社外委員とする「CS向上アドバイザー会議」を開催し、お客さま本位の業務運営の推進に関する諸施策等に関してのご意見をいただき、お客さまの視点に立った商品・サービスの開発、情報提供の充実に活かしている。
保険契約管理・保険金等支払管理	・保全手続きのデジタル化推進、各種の事務効率化、および職員教育等、サステナブルな保険事務サービス体制の構築に継続して取り組んだ。 ・生成AIの活用推進に向けた部門横断での研究・検証・実証実験を進めた。 ・事務担当者の高齢化や採用難等による人員減に対応するとともに、積極的な事務効率化により更なる人員・コスト削減に資するべく、地域特性に応じた効率的な支社・拠点事務体制の構築に向け、全社横断的に検討を開始した。 ・保全手続きおよび給付金請求におけるデジタル手続き・請求の拡大を実施し、支社・拠点・営業職員への各種教宣資料・教宣動画の提供、集合研修等を実施した。
顧客サポート等管理	・態度・マナーに起因する苦情の縮減に向けて、実際に各支社で発生した態度・マナーに関する苦情事例等を基にした教材を作成し、教宣を行った。 ・また、一部の支社にて苦情案件の情報交換を行う個別ミーティングを開始した。 ・Vitalityアプリ(注1)の全面刷新に起因する苦情が一時的に増加したが、不具合解消等に向けた通知、メール配信等、適切に対応した。 (注1) Vitality健康プログラム会員が、自身の会員ポータルを閲覧できるアプリ。
顧客情報管理	・他社事業を踏まえ、当社グループ会社における高機能なウイルス対策導入の検討を開始するとともに、外部委託先に対する情報漏洩有無の監視を開始した。 ・一定の社外にてEメールを発信する場合、所属長等による承認を必要とする体制を構築するとともに、当該承認体制が適切に運用され機能していることを定期的に確認する体制を構築し、運用を開始した。
外部委託管理	・大量のお客さま情報を提供する場合等の外部委託先に係る評価(システム環境、海外企業の体制)や管理ルールについて、対応案について検討を開始した。 ・システム開発の外部委託先に求めるセキュリティ対策の基準等を明確にし、対応を強化した。 ・外部委託契約を締結・更新する際に、慎重な判断を要する事項がある場合のチェック体制の見直しを行い、職務権限規程や細則等の改正を行った。 ・外部委託先のシステム開発環境に対する確認強化を行い、新規委託先・既存委託先に対し、適宜必要な対策について検討を開始した。
利益相反管理	・管理システムに登録された苦情について、優越的地位の濫用に関するキーワードを用いたサンプル調査を四半期ごとに実施し、利益相反の問題が発生していないことを確認した。 ・株主としての議決権行使の利益相反管理を含め、責任投資活動に関する幅広い審議を行う「責任投資委員会」を定期的に開催し、社外委員においても賛否に関する当社結論に異存はないことを確認した。

⑦内部監査の実効性を確保するための体制

内部監査の実効性を確保するため、「内部監査方針」を定め、次のとおり内部監査を行う。

- 内部監査を受ける各組織等から独立した内部監査部が内部管理体制等の適切性・有効性を検証し、課題・問題点の発見、内部管理体制等の評価、改善に向けた提言およびフォローアップを行う。
- 内部監査部の担当執行役は、内部監査に関する重要事項を取締役会に報告するとともに、監査委員会との意思疎通を図る。

「内部監査の実効性を確保するための体制」の運用状況の概要

2025年度における主な取組み	
内部監査品質の向上 および内部監査プロセスの効率化	・内部監査の実効性確保に向け、内部監査の対象組織や関係組織に対し内部監査業務への協力義務を課し、内部監査部長に重要な会議体への出席権限を付与するほか、内部監査部役職員に職務遂行上、必要な全ての役職員・資料へのアクセス権を付与している。 ・取締役会で決議された「内部監査中期計画」および「内部監査年間計画」に基づき、リスクベースで内部管理体制等の適切性・有効性を検証・評価し、その結果を社長および監査委員会に定期的に報告している。また、内部監査で発見した課題・問題点については関係部門に対し改善勧告や提言を行い、その改善状況をフォローアップしている。 ・内部監査部の担当執行役は、年間計画の遂行状況の他、課題・問題点の傾向分析結果や改善状況等をまとめた半期ごとの内部監査結果等について監査委員会および取締役会に報告を行っている。 ・また、監査委員会との連携に関し、「内部監査規程」にて以下の体制を整備するほか、監査委員会に内部監査部担当執行役が出席する等、その強化を図っている。 ・「住友生命グループ内部監査計画」「内部監査中期計画」、「内部監査年間計画」策定にあたっての監査委員会の事前同意 ・監査委員会による調査指示に基づく臨時検証の実施と報告 等 ・このほか、2025年度においては次の取組みを行っている。

7. その他

＜相互会社制度運営に関する事項＞

1. 当年度中の総代候補者選考委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2025年9月3日、総代候補者選考委員会が開催され、2027年総代改選における推薦による総代候補者選考基準や総代候補者立候補要領等が決定されました。
 - b. 2026年2月17日、総代候補者選考委員会が開催され、2027年総代改選について、総代就任を折衝する候補者等が決定されました。
2. 当年度中の審議委員会開催状況は次のとおりです。
 - a. 2025年5月22日、審議委員会を開催し、2024年度決算案および事業概況、2025年度の取組みならびに定款等の変更等について報告しました。
 - b. 2025年11月26日、審議委員会を開催し、2025年度上半期事業概況および次期中期経営計画等について報告しました。
3. 当年度中に全国各地の支社等において、合計90回ご契約者懇談会を開催し、1,952名のご契約者に出席いただきました。
4. 当年度末現在の社員数は6,581,231名、総代数は178名です。

＜商品に関する事項＞

1. 2026年1月1日、事業継続支援団体生命保険を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
 - ・信用供与機関（銀行等）である債権者から経営者保証を設定しない事業性融資を借り入れた法人の代表者を被保険者とし、信用供与機関（銀行等）である債権者または信用保証機関（保証会社等）を保険契約者および保険金受取人とする団体保険です。
 - ・被保険者が死亡された場合等に、所定の保険金をご契約者（保険金受取人）にお支払いし、その保険金をもって法人の債務の返済に充当されることによって、法人の円滑な事業継続および事業承継等を図ることを目的としています。
2. 2026年1月5日、5年ごと利差配当付米ドル建災害死亡保障付積立保険「ドルつみ Vitality」を発売しました。主な特徴は次のとおりです。
 - ・基本保険料払込期間は5年、保険期間は10年の、告知なしで加入できる米ドル建積立保険です。
 - ・契約時に同時に加入いただく Vitality健康プログラム契約では、健康増進活動への取組みに応じた特典（リワード）として、Vitalityコインを獲得することができます。Vitality コインを1コイン＝1円に換算して健康増進保険料の払込みに利用することによって、満期保険金額等を大きくすることができ、資産形成と健康増進に一体的に取り組んでいただくことができる仕組みがあります。

＜社会・文化貢献活動に関する事項＞

- 「Vision2030」に掲げる「ウェルビーイングに貢献する『なくてはならない保険会社グループ』」を目指し、SDG 5達成に資する社会への貢献の具体策として「健康増進」「子育て支援」「地球環境の保護」を重点分野とした社会貢献活動を実施しております。
1. C S Vプロジェクトにおける「社会全体への健康増進の働きかけ」として、2017年から実施している親子で一緒にスポーツを行うスミセイ「Vitality Action」を今年度も開催しました。また、関連財団と連携して健康増進に関する啓発等を実施しました。その他、乳がんの早期発見や適切な治療の大切さを伝えるピンクリボン運動の応援や、使用済み切手を回収のうえ、リサイクル業者を通じて換金し、公益財団法人日本対がん協会の乳がんをなくす「ほほえみ基金」に寄付する活動等を行いました。
 2. 子育て支援事業として、19回目となる「未来を強くする子育てプロジェクト」を実施するとともに、2014年から「スミセイアフタースクールプロジェクト」として全国の放課後児童クラブなどの運営を支援しております。また、子どもの情操教育支援を目的とする「第48回こども絵画コンクール」を実施しました。
 3. 地球環境保護活動として、職員の環境問題に対する理解促進を図るとともに、全社で使用済みクリアファイルのリサイクル活動の推進に取り組みしました。また、公益財団法人世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)における海洋保全活動への支援(2022年～)を通じ、豊かな海の未来を守る活動に貢献しております。さらに、三重県大台町、宮川森林組合および一般社団法人more treesと、2024年12月に森林保全および地域活性化に関する連携協定を締結し、多様性のある森づくりへの取組みを進めております。
 4. 当社の社会貢献活動のベースとなる取組みとして、1992年から職員が各地でボランティア活動を行う「スミセイ・ヒューマニー活動」を実施しております。本取組みにおいても森林保全や海岸・地域の清掃等、GHG排出量削減に貢献する活動をはじめ、各地で多岐にわたる活動を展開しております。また、全社の推進担当者を対象として、SDG 5達成への貢献の必要性について学ぶとともに、社会貢献活動について意見交換を行う勉強会を実施しました。その他、24時間テレビ「愛は地球を救う」に協賛し、キャッシュレス募金の推進も行いました。
 5. 東海テレビ放送株式会社が主催する一般社団法人日本女子プロゴルフ協会公認の女子プロゴルフツアー「住友生命Vitalityレディス 東海クラシック」に特別協賛し、開催地である愛知県美浜町(以下、美浜町)をはじめとした地域社会の活性化を支援しております。具体的には、ゴルフを通じた社会貢献活動として、美浜町の小学生が選手の似顔絵を描いて選手を応援する「チアリングアート」を開催し、作品(似顔絵)を大会会場に飾るとともに、当社公式ホームページに掲載しました。また、大会会場での展示後は、美浜町の総合公園体育館で引き続き展示し、作品数に応じて美浜町に支援金を寄付しました。
- 他にも、子どもたちの未来や地球環境保護のために、「西村優菜 Birdie Donation for Future Supported by 住友生命」(以下、Birdie Donation)および「蟬川泰果 Eagle Donation for Future Supported by 住友生命」(以下、Eagle Donation)を展開し、両プロの活躍に応じてポイントを積み立てております。ゴルフツアーが終了次第、積み立てたポイントに応じ、子どもたちへの支援や地球環境の保護のための寄付を行っております。2025年度は、Birdie Donationにおいては、一般社団法人関西ゴルフ連盟へ寄付を行い、Eagle Donationにおいては、公益財団法人日本ゴルフ協会へ寄付を行いました。寄付金はジュニアゴルファーの育成に活用いただきます。

6. 毎週土曜日の朝行われる参加費無料のparkrunは、5kmのウォーキング、ジョギング、ランニングを楽しんでいただけるほか、ボランティアとして参加することもできるコミュニティイベントです。当社は、日本で唯一のプレゼンティング・パートナーとして、幅広い方々の心身の健康増進に向けた取組みをサポートしております。
7. 当年度中に「社会及び契約者福祉増進基金」から総額6億9656万2812円の助成を行いました。その内訳は、健康増進事業に6756万9974円、子育て支援・次世代応援事業に1億3663万7944円、地球環境保全事業に1300万円、地域社会関連事業に442万2287円、一般財団法人住友生命福祉文化財団に3億8000万円、公益財団法人住友生命健康財団に8600万円、その他社会貢献事業に893万2607円です。